



日本自動車公正取引協議会

AFTC 二輪車販売は安心と信頼の輪から
**モーターサイクル
インフォメーション**

社団法人自動車公正取引協議会
二輪車業務グループ
〒102-0093
東京都千代田区平河町1-9-3
Tel. 03-3556-2733
Fax 03-3556-2735

2009年6月号外 お店づくりに役立つニュース

会員が行った規約違反(広告における不当表示)に対し、「警告」の措置をとりました。

以下の公取協会員店が行った広告の表示について、規約違反が認められたため5月25日付で「警告」の措置をとったものです。

販売事業者A

措置の概要

事業者名 中部地方の販売事業者

措置内容 後記の各々の規定に違反したため、警告

1. 規約第9条第6号(「超激安」、「超特価」等の格安という印象を与える用語を用い、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示)に該当し、同条の規定に違反。
2. 規約第10条第3号(取引の申出に係る新車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容を明りように記載されていない場合のその新車についての表示)に該当し、同条の規定に違反。

違反行為の概要

新聞広告に掲載した新車の表示について、次の事実が認められた。

1. 「激安」、「大特価!!」と表示した。
2. 「この時期だけの大特価!!」と表示していたにもかかわらず、その販売期間を表示していなかった。

問題点

1. 「激安」、「大特価!!」等の安いという印象を与える用語は、実際のものよりも著しく有利であるかのように誤認させる不当表示となります。
2. 供給期間が限定されているにもかかわらず、その限定内容を表示しないとおとり広告となります。

今後の注意点

1. 「激安」、「大特価!!」等の実際のものよりも著しく有利であるかのように誤認させるおそれのある用語は表示しないこと。
2. 販売期間や台数が限定されている場合は、その限定内容を明りように表示すること。

販売事業者 B

措置の概要

事業者名 関東地方の販売事業者

措置内容 後記の各々の規定に違反したため、警告

1. 規約第18条第10号（自店通常価格を比較対照価格に用いる場合における不当な二重価格表示）に該当し、同条の規定に違反。
2. 規約第18条第6号（「超激安」、「超特価」等の格安という印象を与える用語を用い、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示）に該当し、同条の規定に違反。

違反行為の概要

チラシ広告に掲載した中古車の表示について、次の事実が認められた。

1. 中古車の販売価格の比較対照価格として、過去の販売価格（自店通常価格）を表示し、実際よりも著しく安価であるかのような表示をした。
2. 「激安」と表示した。

問題点

1. 過去の販売価格（自店通常価格等）を比較対照価格としたものは、実際のものよりも著しく有利であるかのように誤認させる不当な二重価格表示となります。
2. 「激安」等の安いという印象を与える用語は、実際のものよりも著しく有利であるかのように誤認させる不当表示となります。

今後の注意点

1. 過去の販売価格（自店通常価格等）を比較対照価格とし、実際のものよりも著しく有利であるかのように誤認させるおそれのある表示はしないこと。

《二重価格表示の考え方》

- ①中古車は一台毎に品質の異なる特定物であり、時間の経過とともに価値が下がる商品です。また、中古車と新車は同一商品ではありません。
- ②したがって、「自店通常価格」、「市価」、「新車価格」等を比較対照価格とした二重価格表示を行うことはできません。

2. 「激安」等の実際のものよりも著しく有利であるかのように誤認させるおそれのある用語は表示しないこと。

社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務グループ

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-3

Tel. 03-3556-2733 Fax. 03-3556-2735